

1. 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：東京都

代表者：東京都知事 石原 慎太郎

所在地：東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

2. 対象事業の名称及び種類

名 称：大井ふ頭その 1・その 2 間埋立事業

種 類：公有水面の埋立

3. 対象事業の内容の概略

本事業は、「東京港第 7 次改訂港湾計画」(平成 18 年 3 月公示)に基づき、東京港の物流機能を強化するための港湾関連用地を確保する目的で、大井ふ頭その 1 及び大井ふ頭その 2 埋立地間の水域に新たに埋立地を造成するものである。

対象事業の内容の概略は表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容
埋立区域	東京都大田区東海六丁目地先
用途地域	工業専用地域、準工業地域(現状)
埋立面積	22ha
工事期間	平成 23 年度～平成 26 年度
竣工予定	平成 26 年度

4 . 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して選定した予測・評価項目について現況を調査し、対象事業の環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。

環境に及ぼす影響の評価の結論は表 4-1 に示すとおりである。

表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
大気汚染	<p>工事の施行中</p> <p>工事付加濃度は、環境基準の適用範囲内における最大濃度地点¹⁾（準工業地域）は東京港野鳥公園の東端と予測され、その濃度は二酸化硫黄が 0.0004ppm 程度、浮遊粒子状物質は 0.0008mg/m³ 程度、二酸化窒素は 0.0048ppm 程度であった。</p> <p>二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の付加濃度は、検出下限値²⁾レベルの低濃度なので、影響はごく小さいと考えられる。また商業・住居系地域の付加濃度は施工区域境界に比べてさらに小さくなるため、影響は少ない。</p> <p>二酸化窒素の付加濃度は、検出下限値が 0.001ppm なので、環境基準の適用範囲内における最大濃度地点（準工業地域）では工事による影響が生じる可能性はあるが、商業・住居系の地域での付加濃度は 0.0003ppm 程度であり、検出下限値以下であるため、影響は少ないと考えられる。</p> <p>地域の環境濃度に工事付加濃度を加えた大気環境濃度は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質では環境基準の長期的評価を満足している。</p> <p>二酸化窒素では八潮測定局や住居系地域の八潮団地及び大井スポーツセンターでは日平均値の 98% 値が 0.06ppm 以下となり環境基準の達成が予測されるが、最大濃度地点、京浜島、大田市場花卉棟では、現状の地域の環境濃度（京浜島測定室）が環境基準を超えているため、環境基準を満足しないことが予測される。そのため、環境保全措置と工事中の環境監視（事後調査）の徹底を図り、工事による影響を最小限にするように努める。</p>

1) 事業区域周辺は工業専用地域あるいは臨港地区であるので、大気汚染に係る環境基準が適用されない。そのため、環境基準が適用される地域内で、工事による付加濃度が最大となる地点と濃度を予測した。

2) その分析法で検出できる最小量を指し、大気汚染常時監視測定においては現状における測定機の分解能の最小単位が用いられている（環境省 水・大気環境局「大気汚染常時監視マニュアル第 5 版」平成 19 年 3 月 p.280）。

表 4-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
水質汚濁	<p>工事の施行中</p> <p>本事業の工事区域の底質は砕石であり、底質を攪乱する床掘浚渫は実施しない。</p> <p>本埋立工事におけるSSの最大発生量は、東京港で実施された類似事例で計画されていたSS発生量と比較してわずかである。また、類似事例の工事中の施工記録、水質監視調査結果並びに事後調査結果等により、調査時の施工量、及び、施工箇所から調査地点までの距離を考慮しても、本事業によるSS濃度は評価の指標を下回ると予測される。</p> <p>また、類似事例の工事におけるSS濃度とCOD濃度の関係から、CODについても大きな影響はないと考えられる。さらに、捨石工による負荷量はごくわずかであると考えられることから、COD、全窒素・全りん・亜鉛への影響はわずかであると予測される。</p> <p>したがって、本事業がこれらの水質項目の現況濃度を大きく悪化させることはなく、生活環境項目に及ぼす影響はわずかであると予測される。</p>
水循環	<p>工事の完了後</p> <p>資料調査及び現地調査結果によれば、大井ふ頭その1とその2の間の水路を東西に分断する土手状地形の標高は、周辺埋立地と比較して同等程度であり、満潮時においても埋立区域前面及び埋立区域背後の水路間での海水交換は確認されていない。</p>
生物・生態系	<p>水生生物</p> <p>工事の施行中</p> <p>工事の施行中は、工事とともに水質汚濁が生じるため、一時的な生息環境への影響が考えられるが、濁り等の水質の変化は水生生物の生息環境に影響を与えるほどではないと予測されることから、水生生物に及ぼす影響は少ないと予測される。</p>

表 4-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
生物・生態系	<p>水生生物（つづき）</p> <p>工事の完了後</p> <p>工事の完了後は、新たに 22ha の埋立地が出現し、水生生物の生息域の一部が減少するが、埋立区域は夏季を中心として底層が貧酸素状態となるため底層は無生物状態になり水生生物の生息に適した環境ではない。また、埋立区域前面で確認された底生動物は汚濁に強い種類であり、確認された魚類は生活史の一部の時期に回遊する種類か、周辺の海域でも広く分布している種類であるため、水面が消失しても東京湾の広域的な水生生物の分布や種類、現存量に影響を及ぼすものではないと考えられる。埋立区域の周辺には干潟や浅場が存在することから、埋立区域周辺を一体で考えた場合、水生生物に及ぼす影響は少ないと考えられる。</p> <p>埋立区域はドライドックとして使用されていたため急深であり、浅場はほとんどない。</p> <p>埋立区域背後の水域との水循環はなく、埋立区域は湾入部であるため流れには影響は及ぼさないと考えられることから、周辺海域の魚卵や稚仔魚の輸送機能にも影響はないと考えられる。</p> <p>また、埋立区域前面の海底地形は改変せず、工事の完了後は排水等の排出も行わないことから、埋立区域前面海域にも影響はないと考えられる。</p>
	<p>鳥類</p> <p>工事の施行中</p> <p>工事の施行中は、工事に伴う人為圧の増加、騒音、水質汚濁等が生じるため、一時的な生息環境への影響が考えられるが、保全措置を講じること等によって工事に伴う影響範囲は工事区域の近傍に限られること、鳥類は工事の影響が及ばない近隣の水面、干潟、浅場へと一時的な退避が可能であり、アカエリカイツブリ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、ダイサギ、シギ・チドリ類の予測対象種に及ぼす影響は少ないと予測される。また、猛禽類のミサゴについては、工事区域周辺での営巣はなく非繁殖期の一時的な飛来と考えられること、工事区域の面積は想定される行動圏の面積の 1%程度とわずかなことから、工事がミサゴの行動に及ぼす影響はわずかであると考えられる。以上のことから、工事の施行は鳥類の生息環境に大きな影響を及ぼさないと考えられる。</p>

表 4-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
生物・生態系	<p>鳥類（つづき）</p> <p>工事の完了後</p> <p>工事の完了後は、新たに 22ha の埋立地が出現し、対象種の生息場所である水面の一部が減少するが、埋立区域背後にある水面、浅場、干潟には影響は及ぼさない。また、埋立区域と埋立区域背後の水面を隔てる土手状地形は現状を維持する。</p> <p>埋立区域の周辺には、大井ふ頭中央海浜公園、森ヶ崎の鼻、多摩川河口などの干潟、浅場も存在し、アカエリカイツブリ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、ダイサギ、シギ・チドリ類の予測対象種は埋立区域以外の地域でも採食行動がみられており、これらの予測対象種に及ぼす影響は少ないと予測される。また、猛禽類のミサゴについては、埋立区域周辺での営巣はなく非繁殖期の一時的な飛来と考えられること、埋立面積は想定される行動圏の面積の 1%程度とわずかなことから、埋立地の存在がミサゴの行動に及ぼす影響はわずかであると考えられる。以上のことから、評価の指標は事業者の実行可能な範囲で満足すると考えられる。</p>
景観	<p>工事の完了後</p> <p>本事業によって埋立地が造成されるが、周辺も埋立地で同様の土地利用となっていること、城南野鳥橋が存在するため、一般市民が眺望できる場所からの景観に大きな違いはないと考えられることから、基本的な景観要素の変化は小さいと予測される。</p> <p>埋立地の存在における基本的な景観構成要素に変化はなく、景観に及ぼす影響は少ないものと考えられる。</p>
廃棄物	<p>工事の施行中</p> <p>工事にともなって発生する伐採樹木・伐採根は約 40m³、建設発生土は約 20m³、撤去鋼材は約 460 t である。</p> <p>建設発生土は、原則として場内において再利用を行う。</p> <p>伐採樹木・伐採根は、東京都の許可を受けている業者に委託し、適切な処理に努める。</p> <p>撤去鋼材は、腐食していない部分については鉄スクラップとしてリサイクルを検討する。腐食部分については産業廃棄物であるため、東京都の許可を受けている業者に委託し、適正な処理に努める。</p>